

## 持続可能な観光地域のための小さな好循環モデル活動支援金

### めいわ観光まちづくり活動支援版

#### 募集要項

##### (1) 本事業の概要

この支援金は、明和町町制65周年を記念して、「持続可能な地域づくり」を具現化するための以下の活動や取り組みに対し補助金を支給するものです。

- ① 気候変動等地球環境問題の解決やSDGsを推進する活動や取り組み
- ② 斎宮をはじめとする地域資源を磨き上げ伝統行事、祭、伝統工芸・技術等を次世代に継承する活動や取り組み
- ③ 地域住民が誇りに思う、次世代に魅力的な明和町の地域づくりを担うイベント等の活動や取り組み

本事業により、地域づくりや生業づくりが進み、明和町の中に「小さな好循環」が生まれていくことを目指しています。ひとつひとつの取り組みにより、小さな好循環が大きな好循環に発展し、町民そして来訪客にとって「住んで良し・訪れて良し」の持続可能な地域づくりが実現していくと考えています。

##### (2) 対象となる活動・取り組み

- ① 明和町の伝統文化行事・祭り
- ② 明和町内で行う、持続可能な観光地域づくりに寄与する活動・取り組み
  - ・気候変動等の影響により高まる地球環境問題に対する意識が高まるイベントや行動支援
  - ・地産地消、フードロス、フードマイレージ、エコクッキングなどエシカルな消費行動の普及に貢献する活動・取り組み
  - ・SDGsの17のゴール達成に寄与する活動・取り組み
  - ・明和町の歴史文化や伝統産業を次世代に継承、啓発に寄与する活動・取り組み

※注1) フードマイレージは、「食料の 輸送距離」という意味であり、食料の輸送量と輸送距離を定量的に把握することを目的とした考え方である。食糧の輸送に伴い排出される二酸化炭素が、地球環境に与える負荷に着目したものである。

※注2) エシカルとは、直訳すると「倫理的」の意味。現在使われている「エシカル」は「人や社会、地球環境に配慮した倫理的に正しい消費行動」という意味合い。プラスチックを使用せず作られた製品を選ぶことや、マイバッグを持参して買い物をするのは環境への配慮に。フェアトレードの製品を購入することは社会への配慮に。地元で作られたものを購入することは地域への配慮がされた「エシカル消費」となる。

##### (3) 支援金給付対象となる活動・取り組みの期間 結果発表から令和6年3月15日(金)

##### (4) 応募条件

下記の条件を全て満たすもの

- ① 申請者が明和町民を中心にした任意団体、明和町の事業者であること
- ② 明和町で行う活動であること
- ③ 申請者は明和観光商社が運営するめいわ観光まちづくり研究会のメンバーとなり、「めいわ観光まちづくり講座」の受講及び「ワークショップ(全2回)」に参加すること。なお、「めいわ観光まちづくり講座」を受講していない者は動画視聴も可能であるため、必ず受講する

こと。

- (5) 支援金予算  
上限 10 万円 (10 団体程度を想定)
- (6) 対象経費と対象外経費  
対象経費
- ・ イベントの企画、実施運営
  - ・ 地域資源を活用した商品 (特産品、体験プログラム、ツアー等) の開発
  - ・ 地域の情報発信、広告宣伝
  - ・ 取り組みに必要な食材や、消耗品、備品の購入

〈経費科目〉

- ・ 消耗品費
- ・ 賃金
- ・ 謝金
- ・ 委託費
- ・ 備品修繕費
- ・ 広告宣伝費
- ・ 印刷費
- ・ 原材料費
- ・ 研究開発費

対象外経費

- ・ 本事業に関係のないもの
- ・ 申請者における経常的な経費 (人件費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信費)

- (7) 応募期間  
令和 5 年 9 月 14 日 (木) ~ 令和 5 年 9 月 29 日 (金)
- (8) 申請方法  
下記様式をメールまたは FAX にて事務局に提出してください。提出先は、(14) に記載。
- ① 様式 1\_申請書
  - ② 様式 2\_実施計画書
- (9) 申請から完了までのスケジュール
- ステップ 1. 応募書類の記載・提出 (9 月 29 日 (金) まで)
  - ステップ 2. 審査の実施~採択 (~10 月初旬)
  - ステップ 3. 採択通知~調整 (10 月中旬)
  - ステップ 4. 交付決定書配布 (10 月中旬)
  - ステップ 5. 事業開始
  - ステップ 6. 事業終了後、完了届、報告書提出・精算書提出  
(令和 6 年 3 月 15 日 (金) まで)
  - ステップ 7. 精算、完了
- (10) 決定方法  
書類審査並びに審議を経て決定します。  
審査の観点は以下の通りです。  
○町の持続可能な観光地域づくりに寄与した取り組みであるか (まちづくり)

- 町の実状に合わせた地に足のついた活動になっているか、なりうるか（まちづくり）
  - 次の世代に文化・芸能・伝統技術などの取り組みが紡がれていく魅力的な事業であるか（文化のサステナブル）
  - エシカル、SDGs な取り組みとして明和町に浸透していく事業であるか（環境のサステナブル）
  - 持続可能な地域づくりを推進する意欲・熱意が感じられるか（マネジメント）
  - 団体にきちんと事業を推進する力量、実績があるか（マネジメント）
  - 今後、地域の経済効果につながる活動であるか（社会経済のサステナブル）
- ※なお、審査の結果に関しての個別のお問い合わせには応じかねます。

(1 1) 結果発表

申請者にメールにて連絡及び、明和観光商社のホームページに掲載します。

(1 2) 事業完了・精算

事業実施完了後、速やかに下記の様式を提出してください。

支援金は、清算払いとなります。

10月以降かつ、書類の受理後、翌月末に振り込みます。

事業完了書類の最終提出締め切りは、令和6年3月15日（金）です。

- ① 様式3\_完了届
- ② 様式4\_実施報告書
- ③ 様式5\_精算書
- ④ 明和観光商社宛て請求書（任意様式）

(1 3) 本事業全体のプロモーションについて

本事業の取り組みを町内外に広く周知し、魅力的な明和町のPRのため、事務局である一般社団法人明和観光商社は申請事業について下記のことを行います。

- ・各事業、イベントのプレスリリース
- ・情報発信（SNS、ホームページ）

また、同様に、申請者についても、事業実施にあたり、以下のことを必ず行なってください。

- ・事業内容のSNSでの情報発信
- ・その他、広く周知するためのあらゆる活動

※SNS を使用していない申請者については、写真データと取り組みレポートを事務局に提出してください。それらを、明和観光商社のSNSにて発信します。

※使用する写真については、写っている人物、場所等の使用許可を得てください。

(1 4) 問い合わせ先・申請書等提出先

事務局

〒515-0321 三重県多気郡明和町斎宮 3039-2

一般社団法人明和観光商社

TEL/FAX：0596-67-6850（平日9時～17時）

mail：[info@hana-meywa.jp](mailto:info@hana-meywa.jp)

担当：秋山